

は じ め に

この事務取扱要領は、本市の建築指導行政の事務処理の手引きとして、昭和53年に初版を発行して以来、改訂を重ねてきました。この2025年版は、昨年の改訂以後の変更に加え、本年度の新たな改訂につき加筆修正を加えたものです。

建築基準法の改正などにより、新たな制度の創設や各種手続き・取扱いの変更がなされ、建築指導行政を取り巻く状況は日々変化してきております。

事務取扱要領は、令和7年9月時点における建築指導課・開発指導課・建築審査課・建築安全推進課での建築確認・許可・認定・検査等の事務を系統立てて整理し、事務処理の流れに沿って、その内容を説明しています。

全体は3つの編で構成されています。

第1編には、主として建築審査課の事務である確認申請・検査等に関する事務を、第2編には建築指導課・開発指導課等の事務である許可・認定等の事務を、第3編には関連する資料をそれぞれ掲載しています。

第1編、第2編に掲載した各事務については、それぞれの内容の全体像を理解しやすいよう、できるだけ事務処理のフローチャートを掲載するとともに、一括してまとめうる事項は一覧表にまとめて説明しています。また、事務処理の段階ごとに必要に応じて関係法令、指導基準、留意事項等について記述し、より適切に事務が遂行できるよう配慮しています。さらに、事務処理上参照すべき事項については、説明文中に関係資料の掲載位置を明示して、各資料と対照できるようにしました。

この事務取扱要領は、直接的には事務担当職員の統一的で円滑な事務処理を担保するための手引きとして作成したのですが、それぞれの取扱いについて広く市民（とりわけ建築業等の関係者）の皆様にご覧いただき、これらの事務手続き等が円滑に行われることを期待するものです。

なお、この事務取扱要領は、今後も必要に応じて掲載内容の増補、改訂等を行ってまいりますので、関係各位の率直なご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

令和7年9月

住宅都市局 建築指導部 建築指導課
開発指導課
建築審査課
建築安全推進課

(注) 本書の記述の中で、法令等の名称を次のように略記している場合があります。

- ・ 建築基準法・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
- ・ 建築基準法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・令
- ・ 建築基準法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・規則
- ・ 名古屋市建築基準法施行条例・・・・・・・・・・条例
- ・ 名古屋市建築基準法等施行細則・・・・・・・・細則
- ・ 愛知県建築基準条例・・・・・・・・・・・・・・・・県条例
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律・・・・・・バリアフリー法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・・・・・・建設リサイクル法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律・・・・・・建築物省エネ法
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律・・・・・・エコまち法
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律・・・・・・長期優良住宅法
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律・・・・・・耐震改修促進法
- ・ 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例・・・・中高層紛争予防条例
- ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例・・・・・・人街条例
- ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・・・・・・環境保全条例

また、このほか、名古屋市を「市」と略記している場合があります。

なお、上記のほか都市計画法、宅地造成等規制法等関係法令に関する項目の中で「法」、「令」等と略記している場合は、それぞれの関係法令を示す場合がありますので、ご注意ください。

《建築指導部 組織図》

